

水道料金の基本料金を5か月分ゼロにします。

手続は、不要です！

令和8年1月から5月請求分(令和7年12月から令和8年4月使用分)

※ 減免前の水道料金から、契約されている口径の基本料金を差し引いた金額をご請求させていただきます。

減免対象者／

給水契約をしている世帯および事業所

(公的機関等を除く)

減免内容／

水道料金の基本料金を全額減免します。

基本料金は、契約口径によって異なります。

下水道使用料は減免の対象とはなりません。

注意事項／

※「使用水量・料金等のお知らせ」には、システムの都合上、減免前の金額が記載されています。

※減免対象期間は、水量が基本水量内(月8㎡以下)の場合は、水道料金のご請求はありません。

なお、基本水量を超えた場合は、従量料金がかかります。



請求金額(減免金額)の確認方法

使用水量・料金等のお知らせ

契約口径はここに記載されています

お客様番号	口径	00mm
メーター番号	用途	
検針員		

今回検針	㎡	
前回検針(-)	㎡	
旧メーターからの増減(㎡)	㎡	
使	①水道料金	㎡
水道料金	0000円	
下水道使用料	円	
合計料金	円	

大洗町長 国井 豊

新このお知らせでは、料金の計算はできません。
(お問い合わせください)

②基本料金

契約口径	金額(税込)
13mm	1,485円
20mm	1,705円
25mm	2,343円
30mm	3,520円
40mm	4,686円
50mm	7,029円
75mm	14,058円
100mm	23,430円
150mm	46,860円

この部分の
料金負担が
ゼロです！



= 請求金額
(① - ②)

【計算例】

契約口径20mmで月20㎡使用した場合
3,988円 - 1,705円 = 2,283円
(①水道料金) (②基本料金) (請求金額)